

2026 年度

「白鳥中学校 生徒心得」

私たちは、伝統ある白鳥中学校の生徒として、その誇りを胸に、21 世紀をたくましく生きるため、学業に励み、心身を鍛え、互いに支え、高め合っていきます。

目 次

I 白鳥中学校の約束

1 行動	2
2 登下校	2
3 欠席等の連絡	2
4 服装・身だしなみ	3
5 頭髪等	4
6 持ち物	4
7 施設設備	4
8 校外での生活	5

II よりよい学校生活を送るために

一日の生活	6
1 学習	7
2 交通	8
特に注意する通学箇所	8
3 校内美化	12
4 給食	12
5 生徒会活動	12
6 係活動	13
7 部活動	13
8 保健室の利用	14
9 図書室の利用	14

III 非常時の登校等

	14
--	----

I 白鳥中学校の約束

1 行動

- ・集団生活であることを自覚し、思いやりのある行動に努める。
- ・先生や友達だけでなく、学校を訪れた方には自分から明るい挨拶をする。
- ・返事や「ありがとう」「ごめんなさい」「おねがいします」を素直に口に出す。
- ・その場にふさわしい声の大きさや言葉遣いや行動に心がける。
- ・教室や廊下は走らない、騒がない。
- ・職員室や校長室の前を通る場合は静かに通る。

2 登下校

(1)通学路

- ・定められた通学路を安全に通行する。

(2)自転車

- ・自転車は次の条件を満たしているものとする。
 - ①安全性が高い
 - ②施錠ができる
 - ③荷台が付いている
 - ④センタースタンドである。
- ・自転車通学の許可願を申請し、安全運転の決まりを遵守することを条件に自転車通学を許可する。許可されたら鑑札番号のシールを自転車の後方に貼る。自転車を買い換える場合は、学年の生活・交安担当の先生に申し出て、新しいシールを貼る。
- ・危険運転や違反行為など、安全運転の決まりを遵守できない場合には自転車通学の許可を取り消すことがある。
- ・安全な走行ができるよう、日常的に点検する。異常が見つかった場合は早急に直す。
- ・自転車の改造はしない。

(3)自転車の走行

- ・自転車運転で加害者になることがあり得ることを自覚し交通ルールやマナーを守る。
 - 飛び出し、信号無視、並進、2人乗りなど危険な行為を絶対にしない。
- ・ヘルメットを必ず着用し、あごひもをしっかりとめる。
- ・暗くなったら早めにライトをつける。
- ・荷物は荷台に載せ、ひもで必ずくくりつける。
- ・傘さし運転は禁止。
- ・特に注意する通学箇所と通行の仕方については、p.8～p.11 を参照のこと。
※鈴鹿病院信号交差点、加佐登の坂、県道加佐登一丁目信号交差点、石薬師寺付近の坂

3 欠席等の連絡

欠席・早退・遅刻するときは、「teturu」又は電話で必ず保護者が、
朝7:50～8:15 の間に学校まで連絡する。【 白鳥中 378-0046 】

4 服装・身だしなみ

(1)制服について

①生徒は、白鳥中学校指定の制服を着用する。

(タイプ A: 学生服、ズボン タイプ B: ブレザー、スカート タイプ C: ブレザー、スラックス)

- ・上着の下には白鳥中学校指定のカッターシャツまたはブラウスを着用する。
- ・スカートの丈は、膝が隠れる程度とする。
- ・上着(学生服)にカラーをつけることを標準とする。※R5年入学の学生服からは不要
- ・ズボン、スラックスにはベルトを着用すること。ベルトは飾りが無いもので、色は黒・紺・茶の単色とし、ベルトの穴は横一列のものとする。
- ・カッターシャツ、ブラウスは下制服の内側にいれる。
- ・制服の変形は認めない。

②身だしなみ

- ・上着を脱ぎ、カッターやブラウスでもよい。ただし名札は、その都度つけかえる。
- ・制服の下に防寒用としてセーターやカーディガンを着用してもよい。ただし、色は単色の白・紺・黒・グレーとし、制服から見えないように着ること。特にすその長いセーターやカーディガン、フード付きのパーカーなどは着用しない。
- ・防寒服として、学校指定のウィンドブレーカーを着用する。始業から帰りの学活終了時まででは原則として校舎内で着用しない。(清掃時は着用可)
- ・登下校時に防寒用としてマフラー、ネックウォーマー、手袋を着用してもよい。ただし、教室内や職員室を訪れる際は着用しない。
- ・身だしなみをきちんと整える。
- ・始業までに制服に着替える。
- ・校内では名札を左胸につける。
- ・ソックスは白、黒、紺、グレーの無地が基調で、運動に適したものとする。

(2)履き物

- ・通学用の履き物は、体育の授業で利用できる運動靴とする。ハイカットは禁止。
- ・校舎内では指定の上履きを履く。
- ・体育館では指定の体育館シューズを履く。
- ・靴のかかととは踏まない。

(3)鞆

- ・学校指定のバッグを使用する。バッグに入りきらない場合は、サブバックを使用してもよい。
- ・学校指定のバッグに目印のため、こぶし 1 個分までの大きさのキーホルダーを1つ付けてもよい。
- ・教室では鞆をロッカーに入れる。ロッカーの上や机の横に荷物を置かない。

5 頭髪等

- ・頭髪は常に清潔にする。
 - ・髪型は華美でなく、学習に適したものとする。
 - ・前髪は目にかからないようにする。髪の毛が肩にかかる場合には、ゴム(黒、紺、茶で単色)でくる。ヘルメットを正しく着用できる位置で結ぶ。ピンなどで髪をとめる場合は、飾りのないもので、黒、紺、茶の単色とする。
 - ・パーマ、毛染め、脱色、カール、ウェーブ、整髪料等も禁止する。
 - ・化粧、カラーコンタクト等、学習の場にふさわしくないものは禁止する。
- ※何か事情がある場合は先生に相談しましょう。

6 持ち物

(1)持ち物

- ・自分の持ち物には名前を書く。
- ・学習に必要な物や金銭は持参しない。

(2)飲み物

- ・飲み物として、お茶・スポーツドリンクのみ持参を認める。
- (缶に入ったものは不可、ペットボトルは必ず持ち帰る)

(3)携帯電話・スマートフォン、電子機器等

- ・校内への持ち込みを禁止する。どうしても携帯電話等が必要な場合は、保護者が学校へ連絡し、登校してすぐに先生に電源を切った状態で預ける。

(4)貸し借り等

- ・学校の物や他人の物は無断で使用しない。
- ・生徒間での金銭の貸し借り、物品の売買はしない。

(5)拾得物

- ・落とし物を見つけたら、すぐに先生に届ける。
- ・拾得物ケースに自分の持ち物があつた場合は、先生に申し出る。

7 施設設備

- ・学校の施設や設備は無断で使用しない。
- ・教室等を使う場合は、担当の先生に許可を得て、職員室で鍵を借りる。使い終わった教室等は、整理整頓し、消灯と施錠を確実に行う。施錠したら、鍵を職員室まで返却する。
- ・誤って施設設備を汚したり壊したりした場合は、速やかに先生に申し出る。直せる場合は、先生の助言のもとに直し、修理が必要な場合は、修理代を負担する。

8 校外での生活

(1)外出

- ・トラブルに遭わないように気をつける。
- ・外出する時は、家族に行き先、用件、帰宅時刻、同行者名を告げ、暗くなるまでに帰宅する。
- ・他校には、遊びに行かない。出身小学校や幼稚園であっても勝手に校内へ入ったり、運動場等で遊んだりしない。用がある場合は、必ず職員室へ行き、許可を得る。

(2)禁止事項

- ・友達同士の外泊。 ※保護者が同意していても禁止
- ・夜間の外出。 ※22時～5時は補導対象となる。
- ・池・川その他の危険な場所での遊泳や活動。(保護者同伴でない場合)
- ・禁止区域での活動
- ・アルバイト
- ・迷惑行為、暴力行為、いたずら電話、SNS 等での中傷行為。
- ・火遊び、公園や海岸での花火。
- ・飲酒(アルコールに類するものも含む)
- ・喫煙(たばこに類するものも含む)
- ・その他、社会のルールやマナーに反する行為。

保護者の許可が必要な場所	:映画館、スケート場、ボウリング場、プールなど
責任の持てる大人の同伴が必要な場所:	ゲームセンター、海水浴場、カラオケ店、 キャンプ場、スキー場、宿泊を伴う場所など
※大人同伴でも入ってはいけない場所	:パチンコ店、酒場等の未成年が入れない場所

Ⅱ よりよい学校生活を送るために

1日の生活

朝の元気なあいさつで

気持ちのよい一日を始めること。

8:30～ 8:40 【1・2年生は朝読、3年生は朝学】

※朝読の本は図書館で借りることもできる。



8:40～ 8:45 【朝の会】日直が司会をし、進行する。

8:55～ 9:45 【1限目】授業

9:55～10:45 【2限目】授業

10:55～11:45 【3限目】授業

11:55～12:45 【4限目】授業

業間休憩や昼食後の休憩の間に、
次の授業準備や教室移動する。

12:45～12:55 【給食の配膳】

係は各階の保管庫から食器などを運搬する。

牛乳は保管庫へ取りに行く。

12:55～13:10 【給食】全員の配膳を終えて、

「いただきます」で食べる。



13:10～13:20 【給食の片付け 休憩】 ※5 分前に予鈴

13:25～14:15 【5限目】授業

14:25～15:15 【6限目】授業

15:20～15:30 【掃除】火・金が掃除の曜日。

机の上に自分のイスを上げる。

【帰りの準備】集配の係は、職員室前の集配ボックスから集配物を
持ってくる。

15:35～15:45 【帰りの会】日直が司会をし、進行する。

15:50～ 【週 番】帰りの会の10分後、週番点検がある。日直(掃除のない日は美化係も)は
仕事をして点検を受ける。

【部活動】(部活動のない生徒は下校になる。)

1 学習

(1)授業

中学校生活で最も大切な時間は、授業である。毎日の学習の積み重ねが学力となる。先生の話や友達の意見を真剣に聞き、手を挙げて発表し、積極的に授業に参加する。

【積極的に授業に参加するために】

- ①チャイムが鳴る前に着席する。
- ②前の授業が終わったら、次の授業の準備をしてから休み時間にする。
- ③移動教室の場合は、早めに教室を出る。
- ④室長の号令で、授業の始まりには「お願いします。」、終わりに「ありがとうございました。」と言う。
- ⑤授業中に何か困ったことがあれば、先生に申し出る。(勝手に立ち歩かない。)
- ⑥授業に必要な持ち物や宿題を忘れたり、提出物を提出し忘れたりしないように気をつける。
- ⑦先生の話や友達の意見は真剣に聞き、自分の考えや思いを持ち、交流する。

(2)家庭学習

家庭学習の習慣をつけることで、授業で学習したことの定着を推進することができる。学習内容が定着すると、学力向上にも繋がります。無理のない学習計画を立てて、授業で学習したことの復習や宿題等の課題を毎日、継続して取り組むようにする。

また、家庭学習を進めていて疑問に感じたことは、そのままにしておくということがないように、すぐに先生に質問して解決するようにする。

(3)定期テスト

・全部で5回の定期テストがある。1学期には「中間テスト」と「期末テスト」、2学期には「中間テスト」と「期末テスト」、3学期には「学年末テスト」がある。

「中間テスト」では、5教科(国語・社会・数学・理科・英語)の試験を行う。

「期末テスト」と「学年末テスト」では、原則、全教科(国語・社会・数学・理科・英語・技術・家庭・体育・音楽・美術)の試験を行う。

・定期テストの前にはテスト範囲や提出物が発表され、部活動などの諸活動は5日前から停止になる。

・自分にあった学習計画を立て、テストに臨むこと。テスト前に焦ることのないように、普段から学習したことを復習しておくことが大切である。

(4)放課後学習・補充学習

定期テスト前にある「放課後学習」や長期休業中の「補充学習」は授業中や学習を進めていて疑問に思ったことを質問して解決できる時間である。放課後学習や補充学習を上手に利用して、学習の理解を深める。

(5)ノーメディアデー

家庭学習の定着や規則正しい生活の定着のために、定期テスト前に「ノーメディアデー」を設け、白鳥中学校区の小中学校で一斉にメディアの利用を減らす取組をしている。

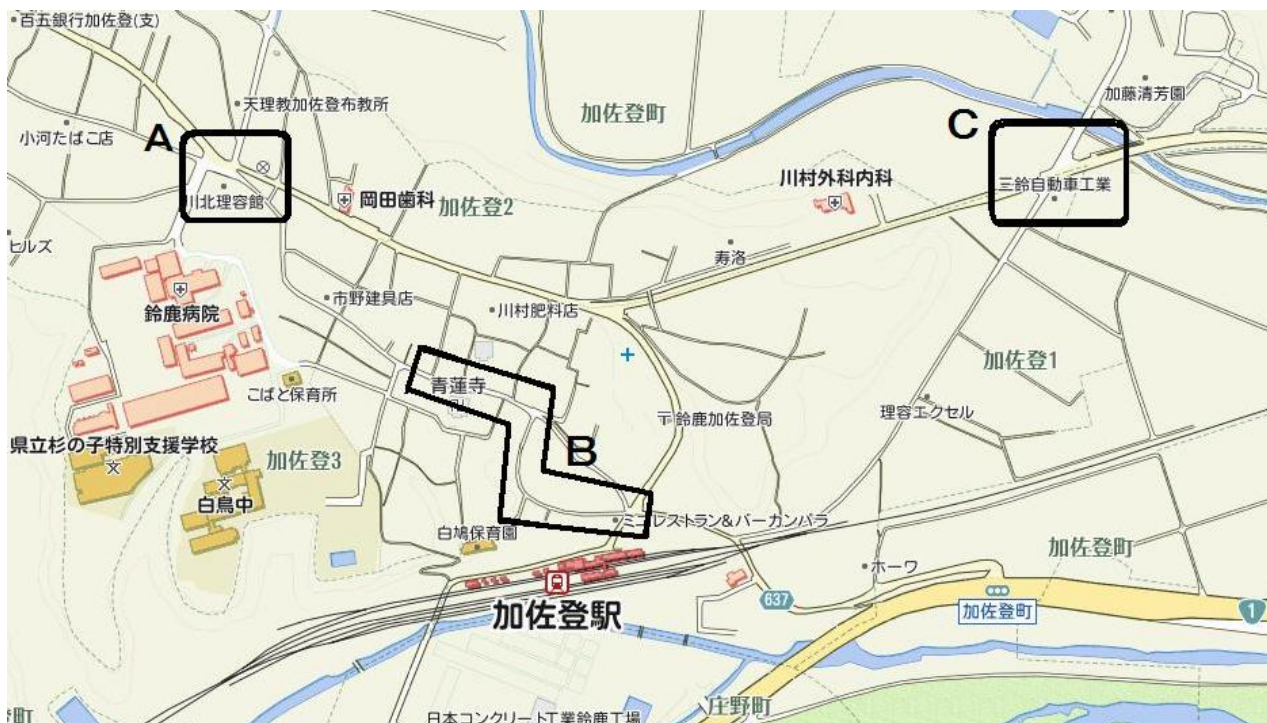
この機会に生活時間の見直しを行い、家族の団欒や学習、読書の時間を確保する。

2 交通

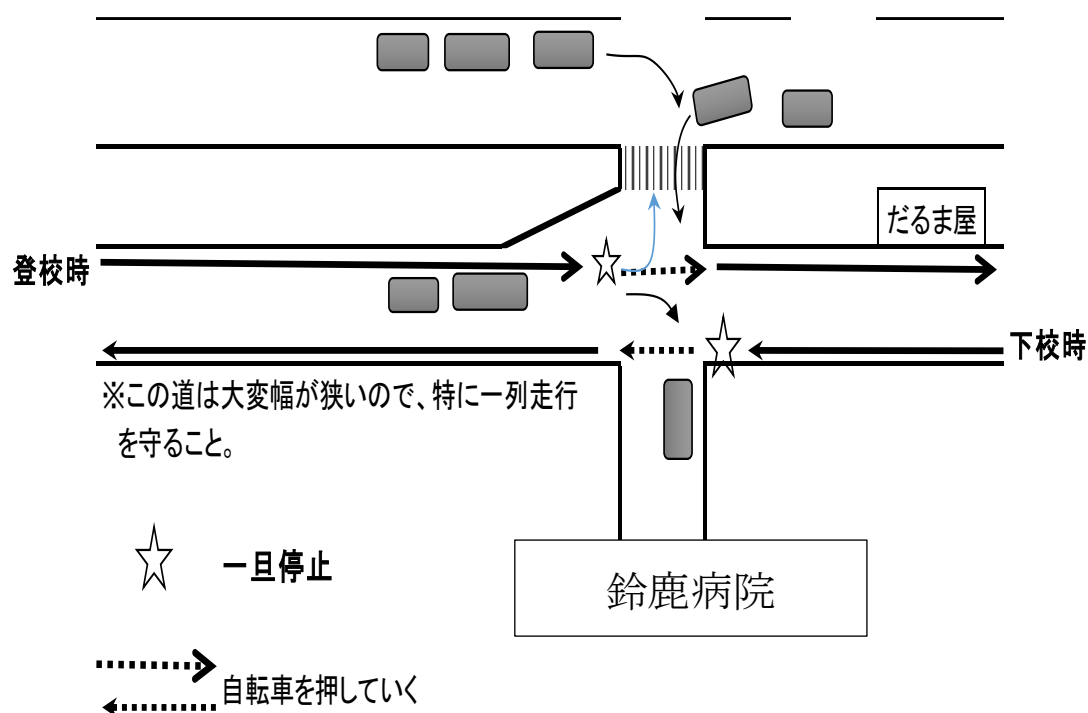
(1)通学路

通学途上には危険がたくさんある。常に危険と隣り合わせだということを忘れず、日頃からどこが危険か、どういう状況が危険かをよく考え、危険予知と危険回避の力を高める。

○特に注意する通学箇所



A 自転車を降りて歩く区間 と 危険な交差点

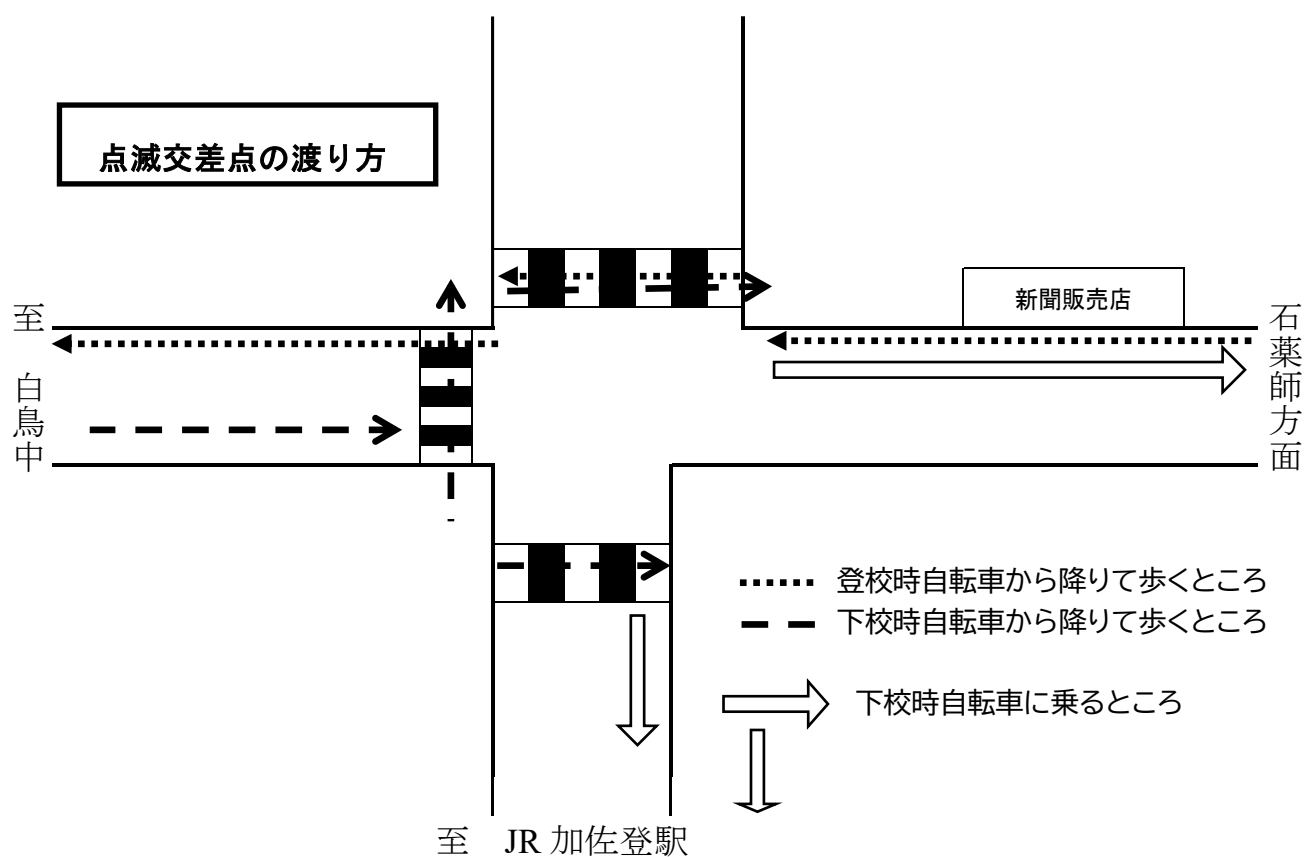
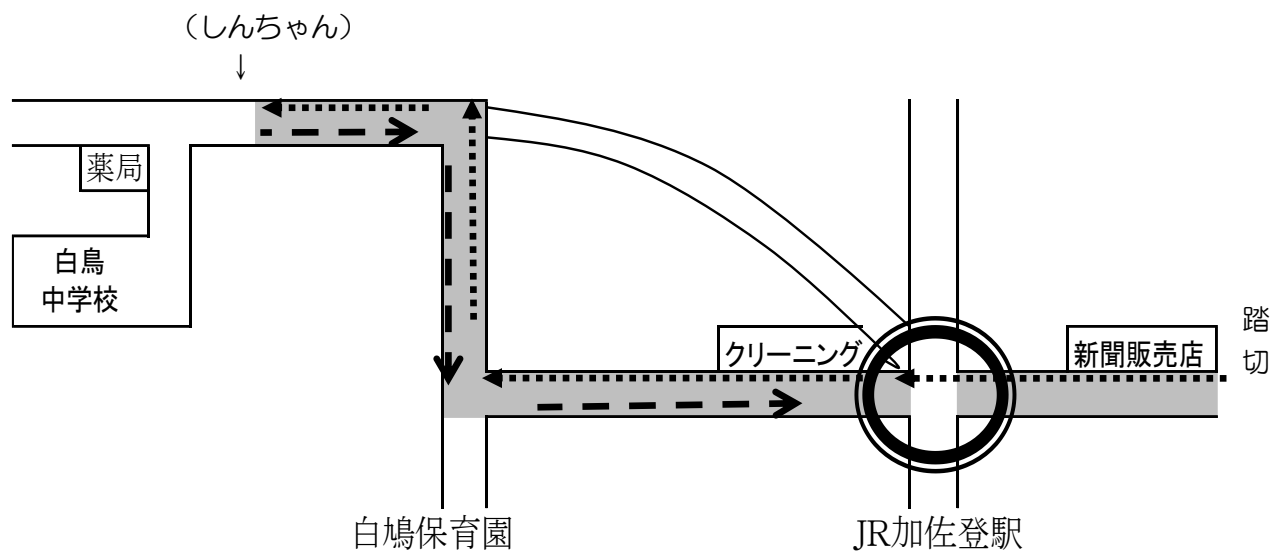


※ ☆では、必ず一旦停止し、自分の目で左右の安全確認し、歩いて交差点を横断。

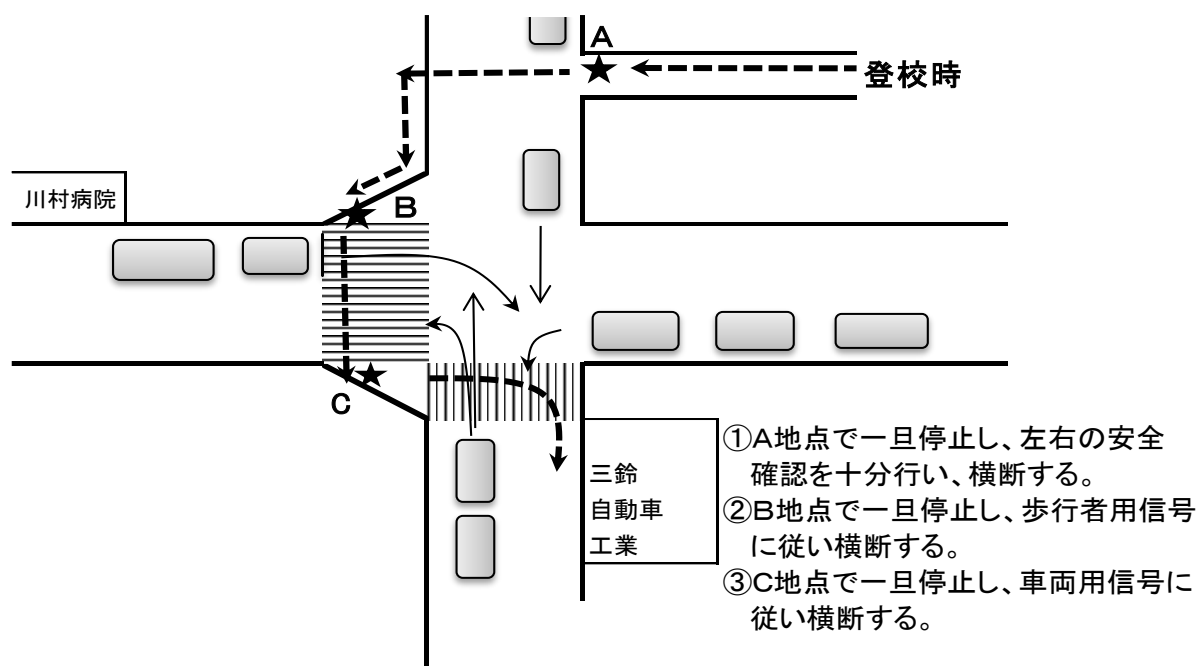
B 自転車を降りて歩く区間 と 交差点の渡り方

【登校時】新聞販売店手前からT字路までの区間は、自転車から降りて右側を歩く。
 (..... の矢印の部分)

【下校時】T字路からクリーニング店まで、自転車から降りて右側を歩く。
 (- - - の矢印の部分)



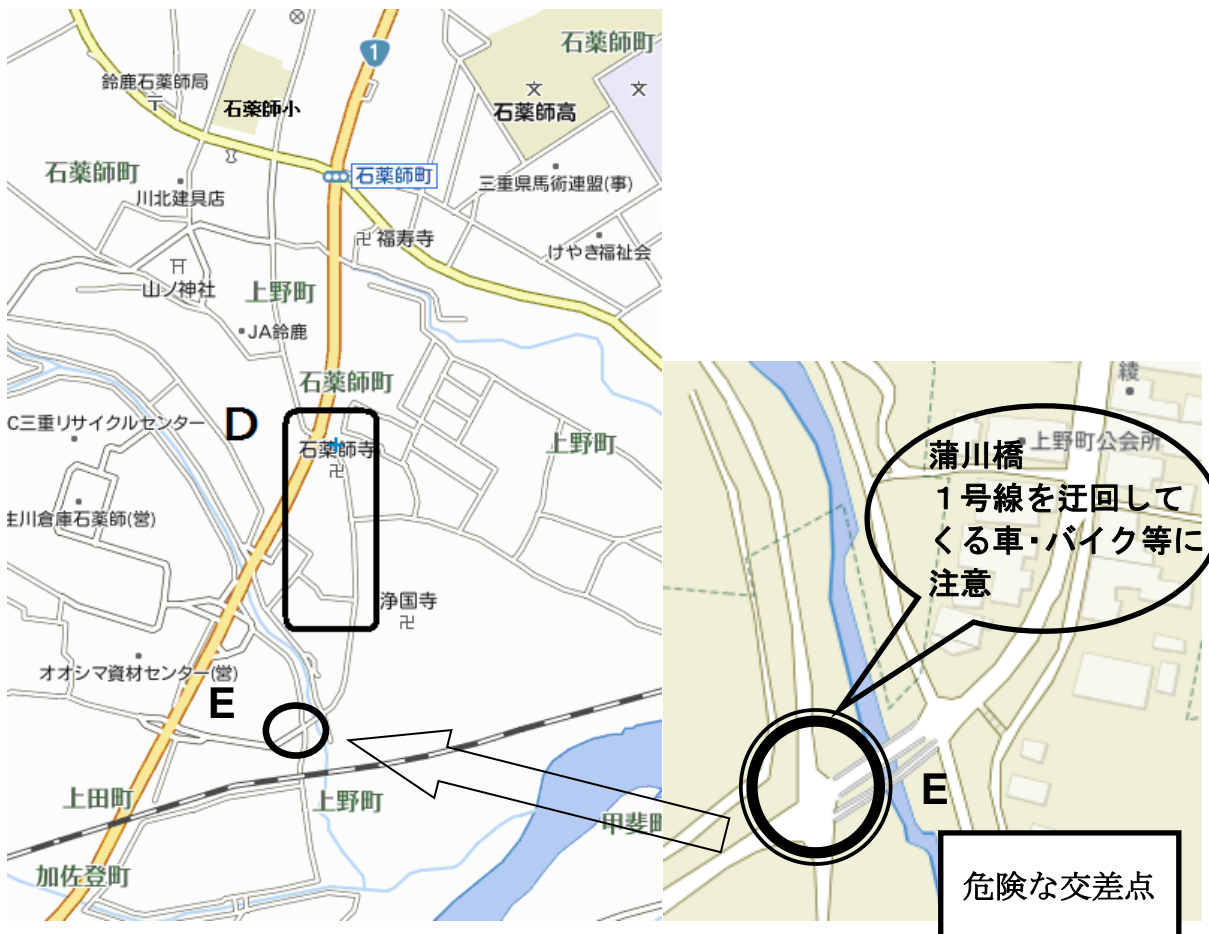
C 石薬師地区の自転車通学注意箇所(上田の信号交差点)



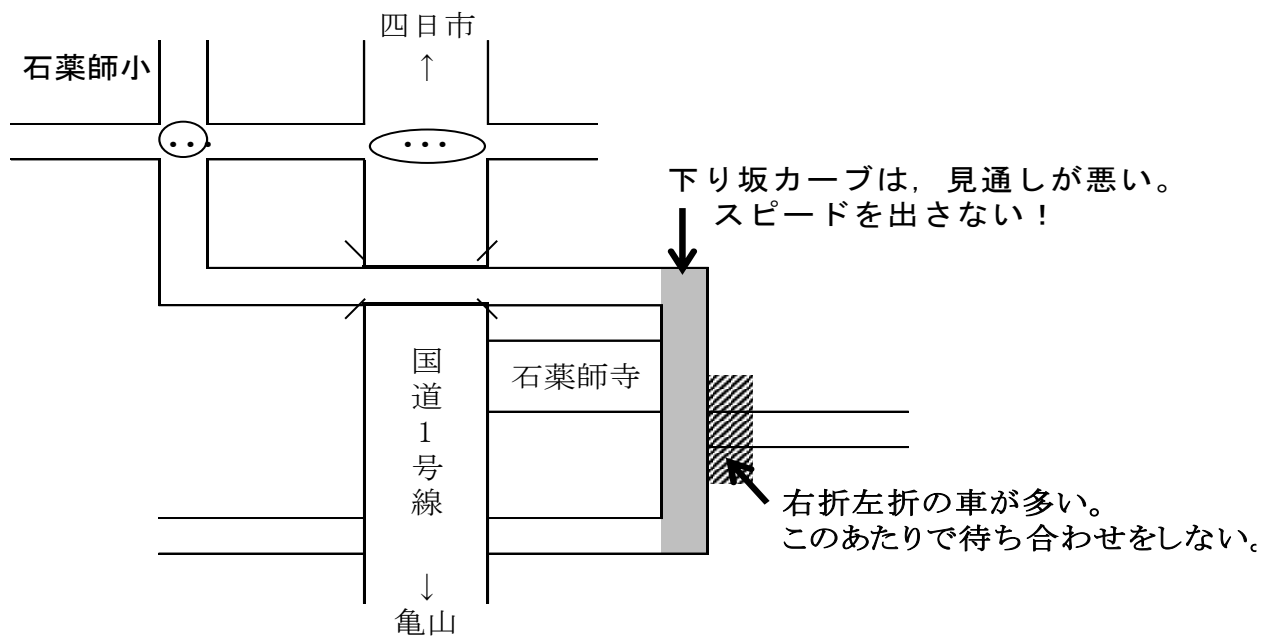
C-2 石薬師地区の自転車通学注意箇所(浄化センター付近)

以前は【登校時】と【下校時】で道が違っていたが現在は同じ道を通る。





D 石薬師地区の自転車通学注意箇所(石薬師寺前の坂)



(3)駐輪場の整頓

- ・駐輪場所はクラスごとに決められている。駐輪スペースが狭いので、皆が気持ちよく使えるように、駐輪場の右端から順に自転車をつめて収める。
- ・ヘルメットは自転車の前かごに入れる。
- ・ゴムひもは荷台にくるか、ヘルメットと一緒に前かごに入れる。

3 校内美化

- ・皆が気持ちよく安心して学校生活が送れるよう、全員で校内美化に努める。
- ・掃除の時間が始まったら無駄口は慎み、一生懸命きれいにする。
- ・自分の分担はもちろん、時間が余ったら他の分担を手伝ったり、ふだんはできない所をきれいにする。
- ・できることを工夫し、班で協力して時間いっぱい頑張る。
- ・掃除は火・金曜日の6限終了後、10分間行なう。
- ・終了時は班ごとに集合し、担当の先生からチェックを受ける。
- ・掃除用具は丁寧に使用し、清掃後は所定の場所に整頓する。

4 給食

- ・給食の時間は食に関する知識やマナーを身につける大切な学習時間である。また、感謝の気持ちを持ってみんなで楽しく頂く。
- ・給食時間は配膳も含め 25 分。
- ・全員で「いただきます」「ごちそうさま」をする。
- ・配膳・片付けは協力して早く行く。

5 生徒会活動

生徒会活動は、白鳥中学校の生活を整え、みんながより明るく楽しい学校生活を送れるように、生徒が主体となって行う様々な活動である。

(1)生徒会執行部

- ・生徒会執行部は前期と後期の2回選挙を行い、投票によって選出する。
- ・役員は会長1名、副会長 2名、書記2名の5名。
- ・体育祭、文化祭などの学校全体の行事を企画・運営したり、鈴亀地区の代表者が集まる生徒会研修会に参加したりするなど、白鳥中学校全体の生徒会活動をリードしていく。

(2)学級役員

- ・学級役員は室長が男女1名、学級書記が1名です。前期と後期の2回任期がある。
- ・室長はクラスをまとめ、集会の時に集合、点呼をする。毎時間の授業の号令をかける。クラスマッチ等学年の行事は中心となって企画・運営をする。各クラスの代表として生徒議会に参加する。
- ・書記はクラスで出た意見を記録したり、クラスの予定黒板に予定を記入したりする。

(3)委員会

委員会は生活、交安、保健給食、美化、図書、放送、交流福祉の7つである。

- ・生活交安委員会は、毎日の週番点検とあいさつ運動をする。また、交通指導や自転車点検を行う。
- ・保健給食委員会は、朝学活に健康観察や、手洗い場の石けんやアルコールを点検する。放課後、牛乳パックの片づけを行う。
- ・美化委員会は、掃除道具の点検や、掃除の時に各クラスのごみを回収する。節電や節水など環境保全に関する呼びかけを行う。
- ・図書委員会は、図書の貸し出しの管理などを行なう。学級文庫を管理する。
- ・放送委員会は、朝・昼食・掃除の時間に放送する。
- ・交流福祉委員会は、杉の子特別支援学校の生徒と交流活動や、ベルマークやエコキャップの回収を行う。

6 係活動

学級の中には、生徒会委員会のほか、たくさんの係がある。学級での生活がスムーズに、気持ちよく過ごせるように、積極的に、また責任を持ってやり遂げることに。

- ・日直は、帰りの会が終わった後、教室の整理整頓を行い、所定の戸締まりをし、週番の点検を受ける。点検後、教室の鍵を職員室に戻し、下校すること。

7 部活動

(1)目的

目的に向かって努力し、協力し、挑戦する力を育む。
幅広い人格形成を目指す。

(2)部活動の種類

- ・運動部 野球、サッカー、ソフトテニス男、陸上、男子バスケットボール
女子バレーボール、ソフトボール、女子卓球
- ・文化部 吹奏楽、家庭・美術

(3)入部

- ・部活動への入部を希望する生徒は入部届を提出する。
- ・1年生は仮入部期間後、部活動集会で正式入部となる。

(4)活動

- ・活動時間は原則として放課後である。
- ・活動終了時間は 16:45 とし、練習終了後は速やかに下校する。下校は交通ルールやマナーを守り、できるだけ複数で下校する。完全下校は 17:00。

(5)部室の使用

- ・常に整理・整頓に努める。
- ・部活動以外には使用しない。

(6)その他

- ・詳細については、正式入部時に配付される「部活動の規定」をよく読む。

8 保健室の利用

- ・保健室は具合が悪くなった時に一時的に利用する部屋であり、用がない場合は入室しない。
- ・休養する場合は1時間を限度とし、それでも回復しない場合は早退する。

9 図書室の利用

(1)心得

- ・目的をはっきり持って図書館に入る。(調べる、読書する、貸し出し又は返却)
- ・本を汚さないように気をつける。
- ・館内では、静かにする。

(2)本の貸し出し

- ・月～金の放課後と昼休み放課後に貸し出しを行う。
- ・定期テスト前の5日間は閉館する。
- ・長期休業期間中は、特別貸し出しを行う。(一人6冊まで)
- ・貸し出し規則に従い、本をていねいに扱う。

【貸し出し規則】

貸し出し期間:2週間

貸し出し冊数:一人一回3冊まで

期間内に返却しない場合には、図書委員会から督促状を出す。

本を破損したり紛失したときは、速やかに申し出る。場合によっては弁償する。

Ⅲ 非常時等について

(1)台風時の登校

- ①午前7時現在、鈴鹿市に暴風警報(暴風雪警報)、台風接近に伴う大雨警報の何らかが発令されている場合は、その日は臨時休業とする。

(2)南海トラフ地震に関する情報が発表されたとき

- ①午前7時現在、上記の情報が発表されている場合、午前中の授業は中止とする。また、当日の学校給食は中止となる。
- ②午前11時の時点で上記の情報が解除されている場合は、家で昼食を済ませ、学校へ午後1時までに着くように登校する。その日の午後の授業の用意をしてくる。
- ③午前11時の時点で上記の情報が解除されていない場合は、その日は臨時休業とする。
- ④在校中に上記の情報が発表された場合は、原則として直ちに授業を中止し、帰宅となる。ただし状況によっては学校に待機することもある。
- ⑤登下校中に上記の情報が発表された場合は、基本的に帰宅する。可能な場合は学校の先生が付き添うこととする。生徒だけで帰宅しなければならないこともあるので、日ごろから家族で危険箇所確認し、避難場所や避難方法についても決めておくこと。

◆ 重大な災害の起こるおそれが著しく大きい「大雨特別警報」「暴風特別警報」「暴風雪特別警報」及び「大雪特別警報」についても同様の対応になる。

◆ 台風の通過予想進路の範囲に入っている等、前日に警報発表が予想される場合、教育委員会の判断で市内一斉に休校の措置をとる場合がある。その場合はメールで連絡する。

台風を伴わない大雨・洪水警報発令時の対応について

気象情報、増水状況等の情報収集に努め、適切な状況判断の基に、「臨時休業」「始業時刻の変更」「緊急下校」等の措置を講じる。

ア <始業前>に「始業時刻の変更」等する場合は、メール配信で連絡する。

学校からメール配信がない場合は、安全に気をつけて登校する。

イ <登校後>、大雨・洪水警報が発表され、通学路の被害状況などを把握し、安全な下校方法が確認されるまで学校待機をさせる、通学路の変更をするなど、適切な措置をとり緊急下校させる場合は、教職員の見守りのもと下校させ、メール配信で連絡する。

(1) 登校(登園)前に地震が発生した場合の対応について

ア 下校(降園)後から登校(登園)前までの間に、市内で震度5強以上の地震が発生した場合、市内全公立幼稚園・小中学校を臨時休業とする。

イ 休業日及び休業日前日に、市内で震度5強以上の地震が発生した場合、休業日明けの平日は市内全公立幼稚園・小中学校を臨時休業とする。また、休業日明けが課業日ではない場合(振替休業日、長期休業日など)、部活動を含めた幼児児童生徒の活動を全て中止する。但し、休業期間中、学校(園)施設や通学路等の安全が確認された場合はこの限りではない。

ウ 地震発生以降の学校(園)の再開については教育委員会事務局と学校(園)が協議し、学校(園)を再開する場合にはウェブサイトや電子メールなどで周知する。

エ 震度5弱以下であっても、学校(園)及び近隣地域の被害状況などにより、臨時休業とする場合がある。

(2) 在校(園)中及び登下校(登降園)中に地震が発生した場合の対応について

ア 在校(園)中及び登下校(登降園)中に地震が発生した場合、授業(保育)を中止し、学校(園)の危機管理マニュアルに従い行動する。

イ 「わたしと家族の防災カルテ」に記載のある避難所等の情報について、児童生徒・家庭及び学校(園)が共有する。

(3) 学校給食の対応について

ア 給食の取扱いについて

(ア)(1)により臨時休業となった場合、給食は中止する。

2 南海トラフ地震臨時情報が発表された場合の対応

(1) 登校(登園)前に情報が発表された場合の対応について

ア 南海トラフ地震臨時情報【巨大地震警戒】が発表された場合、1週間の臨時休業とする。

イ 原則、1週間後に学校(園)を再開する。但し、災害及び避難状況に応じて臨時休業の延長などを検討する場合もある。学校(園)を再開する場合には、ウェブサイトや電子メールなどで周知する。

ウ 南海トラフ地震臨時情報【調査中、巨大地震注意】が発表された場合、教育委員会が臨時休業などの検討を行い、学校(園)へ連絡する。

エ 南海トラフ地震臨時情報【調査終了】が発表された場合、日頃からの地震への備えを再確認し、平常通り過ごす。

(2) 在校(園)中及び登下校(登降園)中に情報が発表された場合の対応について

ア 在校(園)中及び登下校(登降園)中に南海トラフ地震臨時情報【巨大地震警戒】が発表された場合、授業(保育)を中止し、学校(園)の危機管理マニュアルに従い行動する。

イ 「わたしと家族の防災カルテ」に記載のある避難所等の情報について、児童生徒・家庭及び学校(園)が共有する。

ウ 実際に揺れが生じた場合は、ただちに身の安全確保に努める等、学校(園)の危機管理マニュアルに従い行動する。

エ 南海トラフ地震臨時情報【調査中、巨大地震注意】が発表された場合は、状況に応じて対応を検討する。

その他

(1) 登下校(登降園)中の安全確保について

登下校(登降園)中は、被害状況等により様々な事態が想定されることから、自身の安全確保を最優先するよう、日頃から地震発生時の対応について指導を徹底する。また、校区の地理的状況を踏まえ、地震発生に係る事前指導や事後対応等、家庭及び地域等との連携協力を図る。

(3) 学校感染症の出席停止

第2種の感染症は学校感染症と呼ばれ、次の種類がある。第1種の感染症ほどの病状の激しさはないものの児童・生徒を介して各家庭にもちこまれる可能性の強い疾患なので、この感染症にかかった場合については、出席停止の期間が定められている。

【種別】

インフルエンザ(流行性感冒)、麻疹(はしか)、流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)

百日咳、風疹(三日ばしか)、水痘(水ぼうそう)、咽頭結膜炎、結核、新型コロナウイルス感染症

① 上記の病気にかかったときは、必ずその病名を学校に連絡し、登校せずに加療すること。

② 伝染のおそれなくなり、登校してもさしつかえないようになったら保護者が学校感染症届出書を記入し、学校へ提出すること。

③ 上記以外に第3種の感染症もあるので、わからない場合は保健の先生に相談すること。

(4) 忌引き

親族に不幸のあった場合は、忌引きとなる

鈴鹿市立白鳥中学校
____年____組____席

名前_____